

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地所有 適格法人 育成促進	(2) 農地所有適格法人設立支援 法人化を行う農業生産組織等の、法人設立後の経営基盤の安定化を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000千円 (1/3以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内 ※2) ・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内) <p>※1 就業環境整備を単独で実施する場合の事業費範囲は、1,000～5,000千円</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>農業生産組織等が法人化し、経営発展を目指すために必要な機械・施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ※2 ・農業者等の組織する団体 <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採 択 基 準
<p>1 事業主体の「農地所有適格法人」及び「農業者等の組織する団体」は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農地所有適格法人以外の団体の場合(当該団体の中心となる農業者が認定農業者又は認定就農者となっていない3戸以上で組織された団体を含む。) 年度内に法人化し、認定農業者になることが確実なこと(設立総会の実施や登記申請中等)。</p> <p>(2) 農地所有適格法人の場合 ア 設立1年以内の法人で、認定農業者(年度内に認定農業者になることが確実な者を含む。)であること。 イ 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。 (ア) 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。 (イ) 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。</p> <p>2 園芸等複合化を実施する場合は、新たに導入される部門(作目)の目標時における売上が、全体の2割以上となること。</p> <p>3 6次産業化を実施する場合は、新たに導入される部門の目標時における売上が、全体の2割以上となること。</p> <p>4 乾燥調製施設は、ントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。</p> <p>5 就業環境施設を整備する場合は、以下の要件を満たすこと。 (1) 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。 (2) 経営体の売上の増加が見込まれること。</p>